

改正健康増進法・都条例について



～ 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の概要～ 都内における受動喫煙防止対策 -目的・趣旨-

規制の目的・趣旨

受動喫煙の防止を図るため、

- ① 多数の者が利用する施設（※）等を区分けして、一定の場所を除き喫煙を禁止する
- ② 施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置を定める



【基本的な考え方】

- 屋内において、意図せず受動喫煙にあう状況に置かれることのないようにする
- 子供など20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、子供・患者等による利用がメインとなる施設について、対策を一層徹底する
- 施設利用者の違い等に応じて施設を類型化し、類型ごとに必要な対策を講じる

東京都では、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、
法律に上乘せ・横出しをする「人」に着目した都独自の新しいルールを制定

受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員や健康影響を受けやすい子供を守る

都内における受動喫煙防止対策 -責務・配慮義務-

都条例による規定

責務

都の責務

- 総合的な施策を策定し、実施する
- 受動喫煙に関する啓発・教育を行う
- 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する
- 受動喫煙対策を推進するため、関係者と相互に連携を図りながら協力する

区市町村の責務

- 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する
- 受動喫煙対策を推進するため、関係者と相互に連携を図りながら協力する

都民の責務

- 都民は、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、理解を深め、他人に受動喫煙をさせないように努める
- 都民は、東京都の行う受動喫煙防止の取組に協力するよう努める

保護者の責務

- 子供の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努める

配慮義務

- 喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければならない
- 施設の管理権原者（※）やその他管理者は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければならない

※ 所有者等の、施設等の設備改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと。

都内における受動喫煙防止対策 -施設区分-

① 第一種施設

- 学校、病院、児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設
- 行政機関の庁舎



② 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設



③ 喫煙目的施設

喫煙をする場所を提供することがメインとなる施設

- ☞ シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所の3種類



④ プライベート空間

- 人の居住の用に供する場所
- ホテルや旅館の客室 など

- ☞ 責務規定・配慮義務を除いたその他の規制（次頁以降説明する規制）は適用除外



都内における受動喫煙防止対策 -第一種施設-

都条例による規定

学校等

【学校等に含まれるもの】

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校 など

屋内における規制

屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない

屋内完全禁煙

屋外における規制

屋外に喫煙所を設けないよう努める

屋外喫煙場所設置不可



医療機関・役所・その他

【医療機関・役所に含まれるもの】

- 病院、診療所、助産所、薬局、施術所
- 行政機関の庁舎（事務を行う場所に限る）
- 児童福祉施設
- 大学、短大、専門学校 など

屋内における規制

屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない

屋内完全禁煙

屋外における規制

一定の要件を満たした喫煙所のみ設置可

- 要件① 禁煙区域と区画されている
- 要件② 喫煙可の標識がある
- 要件③ 施設の利用者が通常立ち入らない

都内における受動喫煙防止対策 -第二種施設-

都条例による規定

飲食店・事務所・その他

【飲食店・事務所・その他に含まれるもの】
老人福祉施設、運動施設、ホテル、
事務所(事業所)、飲食店(右記以外) など

屋内における規制（規制は屋内のみ）

原則屋内禁煙。ただし、喫煙専用室（※1）又は
指定たばこ専用喫煙室（※2）を設置可



特例措置のある飲食店

- 【特例措置のある飲食店の要件】
- 2020年4月現在、既に営業している
 - 中小企業又は個人が経営している
 - 客席面積が100㎡以下である
 - 従業員がいない

屋内における規制（規制は屋内のみ）

原則屋内禁煙。ただし、喫煙可能室（※3）
を設置可



※1 施設の一部に設置された、専ら喫煙をするための部屋（飲食不可）。標識掲示・たばこの煙の流出防止のための技術的基準を満たす必要有

※2 加熱式たばこのみ喫煙可能な、施設の一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有

※3 施設内部の全部又は一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有

★ 飲食店においては、全面禁煙の場合であっても都条例により、標識の掲示義務が課される

都内における受動喫煙防止対策 -喫煙目的施設-

喫煙目的施設

(参考) 喫煙目的施設定義

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用するものに対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの

【喫煙目的施設に含まれるもの】

① 屋内公衆喫煙所

② 喫煙を主目的とするバー、スナック等

※ たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うものであること

③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

※ たばこ又は喫煙器具の販売をしており（たばこについては対面販売に限る）、設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと



都内における受動喫煙防止対策 -喫煙室の技術的基準-

喫煙所の技術的基準

喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室共通

- ① 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2 m/秒以上
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている

※ 施設内が複数階に分かれている場合には、フロア分煙をする(上階を喫煙フロアとする)ことが可能

※ 屋内全てを喫煙可とする飲食店(既存小規模店)は、②の要件のみ満たす必要がある

【注】 法律・条例の全面施行時(2020年4月1日)に既に存在している建物であって、管理者の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合は、上記技術的基準に一定の経過措置が設けられている。



都内における受動喫煙防止対策 -罰則・施行期日-

違反者への罰則

指導・助言等に従わないなど悪質な場合は、違反者に対して罰則を適用

- (例) ○ 喫煙禁止場所において喫煙した場合【全ての者が対象】
○ 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備等を設置していた場合【施設管理者が対象】
○ 喫煙室の基準を満たしていない場合【施設管理者が対象】 など

施行期日

法律事項

2019年1月24日

- ✓ 国・自治体の責務
- ✓ 配慮義務

2019年7月1日

- ✓ 第一種施設に関する規定

2020年4月1日

✓ **全面施行**

条例事項

2019年1月1日

- ✓ 都・都民・保護者の責務

2019年9月1日までの間の規則で定める日

- ✓ 学校等の屋外喫煙場所設置不可
- ✓ 飲食店の店頭表示義務化

(参考) 相談について ※平成31年度継続予定

受動喫煙防止対策相談窓口

- ◇ 電話・来所相談
 - ・ 月～金（祝祭日等除く） 午前9時～午後5時45分まで
 - ・ 電話相談 0570-069690 / 来所相談 @保健政策部健康推進課（都庁第一本庁舎29階）
- ◇ AIチャットボットサービス
 - ・ ホームページ上のチャット画面にて質問を入力するとAIが自動で回答
 - ・ とうきょう健康ステーション「東京都受動喫煙防止条例」のページにて実施
 - ・ 24時間365日の対応が可能
- ◇ 受動喫煙防止対策専門アドバイザー
 - ・ 喫煙場所の設置等に関する相談を労働衛生コンサルタントが対応。実地派遣も実施

中小飲食店等向け経営相談・喫煙専用室設置補助

詳細は別紙のとおり

【厚労省】受動喫煙防止対策助成金

- ◇ 内容
 - ・ 中小企業事業主を対象とした、喫煙室や閉鎖系屋外喫煙場所の設置改修費用の助成
 - ・ 飲食店を営んでいる場合は助成率2/3、その他は1/2（上限100万円）
- ◇ 問合せ先
 - ・ 東京労働局雇用環境・均等部企画課（雇用環境・均等室） 03-6893-1100



平成31年1月25日
福祉保健局
産業労働局

受動喫煙防止対策

専門アドバイザーによる相談事業を開始します！

2020年4月の「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行に向け、喫煙専用室等を設置しようとする施設に対し、個別の課題に応じた専門アドバイザーによる相談を開始します。ぜひ御活用ください！

I 喫煙専用室等の設置についてアドバイスを受けたい方

- 1 対象**
東京都内に所在する施設
例：事務所（職場）、飲食店、宿泊施設 等
- 2 費用**
無料
- 3 開始日**
平成31年1月25日（金曜日）
- 4 対応時間**
平日（月曜日から金曜日まで） 午前9時から午後5時45分まで ※祝日等を除く。
- 5 活用事例**
 - ・喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい
 - ・既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか調べたい など
- 6 アドバイザー**
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会に登録されている受動喫煙防止対策に精通した労働衛生コンサルタントの専門家
- 7 申込窓口**

以下にお電話ください。

【受動喫煙防止対策 相談窓口】

0570-069690（もくもゼロ）

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

電話にて
アドバイザーが
相談対応

施設の実地での助言や調査が必要な
場合、日程調整後、アドバイザーを派遣
します。

- 以下のホームページでも、受動喫煙防止対策に関する最新情報を掲載しています。
東京都福祉保健局公式ホームページ | とうきょう健康ステーション
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kanqaekata_public.html

II 経営上の相談やアドバイスを受けたい飲食店・宿泊施設の方に専門家派遣

- 1 対象**
東京都内の飲食店及び宿泊施設（個人経営・中小企業に限りません）
- 2 費用**
無料 ※1企業当たり8回まで専門家の派遣を受けることができます
- 3 開始日**
平成31年1月25日（金曜日）
- 4 活用事例**

全面禁煙のお店にするか、喫煙専用室を整備するが悩んでいる。
売上はどう変化するか？アドバイスを受けたい！

- ・受動喫煙防止対策ごとの経営シミュレーションの作成
 - ・「喫煙専用室」を設置する場合の事業計画の策定など
- 5 アドバイザー**
公益財団法人東京都中小企業振興公社に登録されている飲食店等の経営に精通した中小企業診断士、公認会計士、税理士等の専門家を派遣
 - 6 申込窓口**
電話 番号：産業労働局観光部受入環境課 03-5320-4627（直通）
FAX 番号：03-5388-1463
メールアドレス：SQ290603@section.metro.tokyo.jp
※様式は、都産業労働局ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>)
お手数ですが、ファクシミリ・電子メールの送信後は、上記電話番号までご一報ください。

（参考）

【東京2020大会に向けた受動喫煙防止対策支援補助事業】（概要）

補助対象：東京都内の中小飲食店及び宿泊施設

補助率：客席面積100㎡以下の中小飲食店 10分の9
上記以外の中小飲食店及び宿泊施設 10分の8

補助上限額：400万円

対象経費：「喫煙専用室」の設置等に必要経費のうち、都が認めるもの

本補助事業は、今後制定される国の政省令や東京都規則を踏まえ、平成31年度に実施を予定しています。具体的な事業開始日は、決まり次第、別途お知らせします。

（本事業の実施は、平成31年度東京都歳入歳出予算が東京都議会において可決されることが前提となります。）

都民ファーストでつくる「新しい東京」 ～2020年に向けた実行プラン～

本件は「都民ファーストでつくる「新しい東京」
～2020年に向けた実行プラン～」における事業
です。

ダイバーシティ
(誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京)

政策の柱3 医療が充実し健康に暮らせるまち

▼ 問い合わせ先

【Iに関すること】

福祉保健局保健政策部健康推進課
電話 03-5320-4361

【IIに関すること】

産業労働局観光部受入環境課
電話 03-5320-4627